

# 平成19年度 三重県内市町における高齢者虐待防止法に基づく対応状況

平成20年10月 6日  
三重県健康福祉部長寿社会室

## 1 総論

### (1) 各市町の相談・通報受理件数の合計

- ・ 県内の平成19年度中の高齢者虐待にかかる相談・通報受理件数は、合計で419件でした。
- ・ 各市町ごとの相談・通報受理件数の内訳は、次のとおりです。

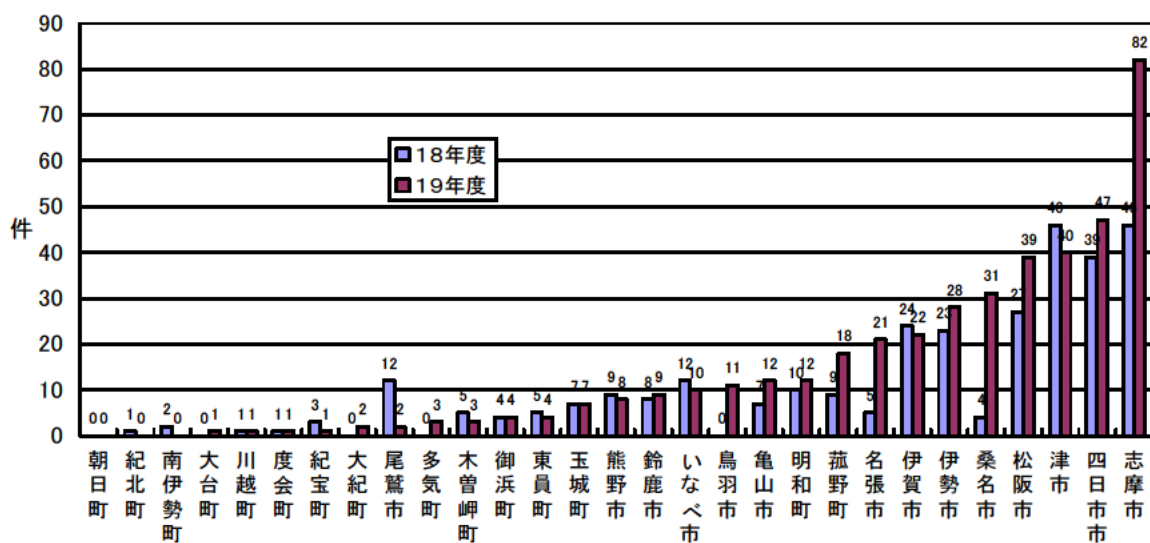


図1-1 平成19年度中の高齢者虐待にかかる相談・通報受理件数

- ・ 相談・通報のうち、415件が養護者による虐待、4件が養介護施設従事者による虐待でした。

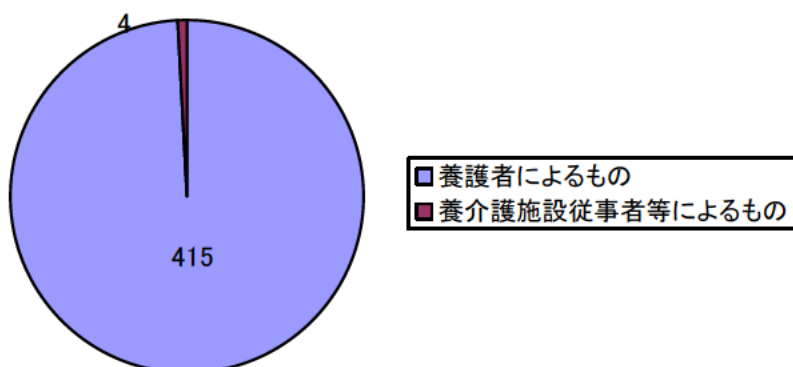


図1-2 平成19年度中の高齢者虐待にかかる相談・通報受理件数の内訳

(2) 各市町において虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例

県内の平成19年度中の高齢者虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例は、合計で269件でした。

各市町ごとの相談・通報受理件数の内訳は、次のとおりです。

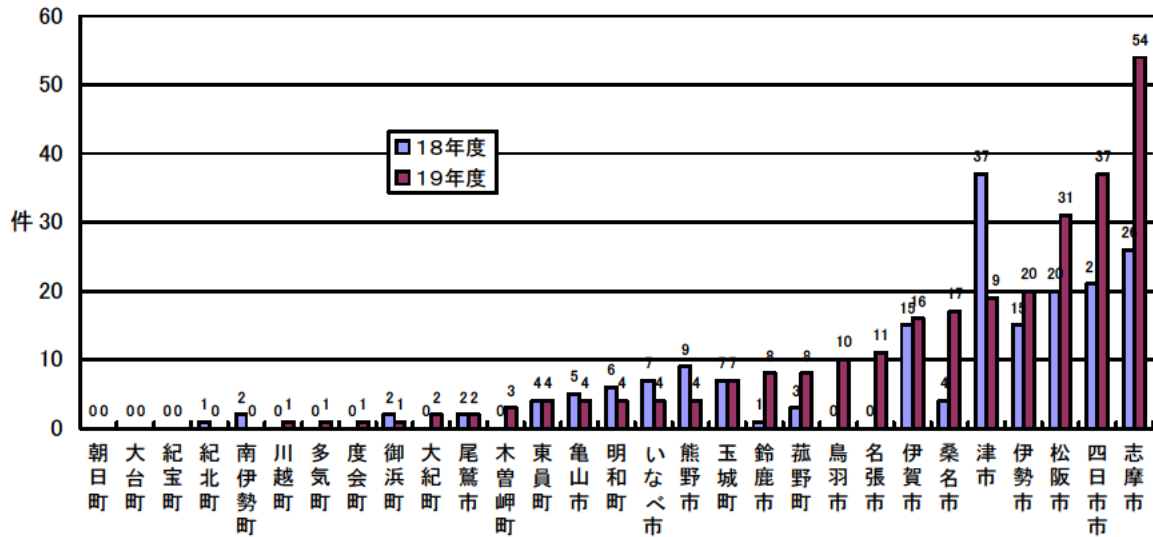


図1-3 平成19年度中の高齢者虐待の認定件数

- ・ 高齢者虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例のうち、267件が養護者による虐待、2件が養介護施設従事者による虐待でした。

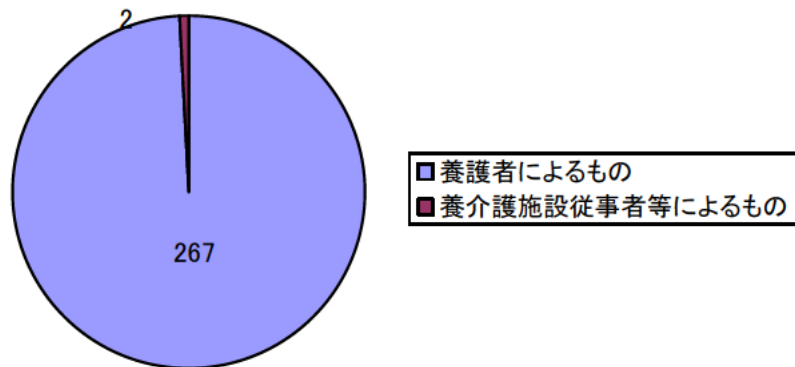


図1-4 平成19年度中の高齢者虐待認定件数の内訳

## 2 養護者による虐待について

### (1) 相談・通報者（重複回答）

- ・ 養護者による虐待415件を相談・通報者別に整理すると、うち、196人（47%）が介護支援専門員・介護保険事業所職員によるものです。

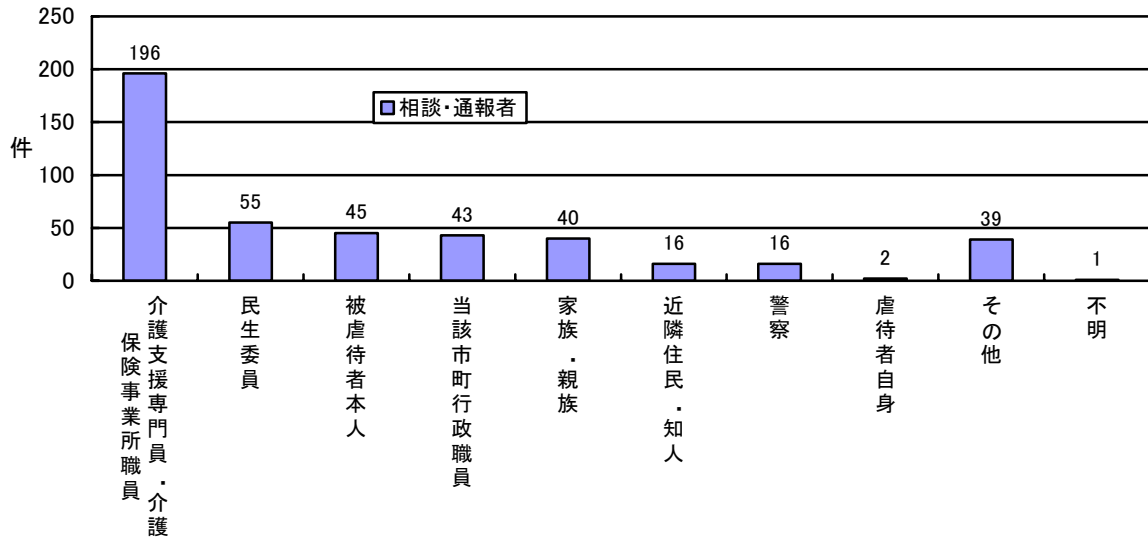


図2-1 養護者による虐待の相談・通報者別内訳（重複回答）

### (2) 虐待の種別（重複回答）

- ・ 養護者による虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例267件のうち、もっとも多いのが身体的虐待174件（65%）です。

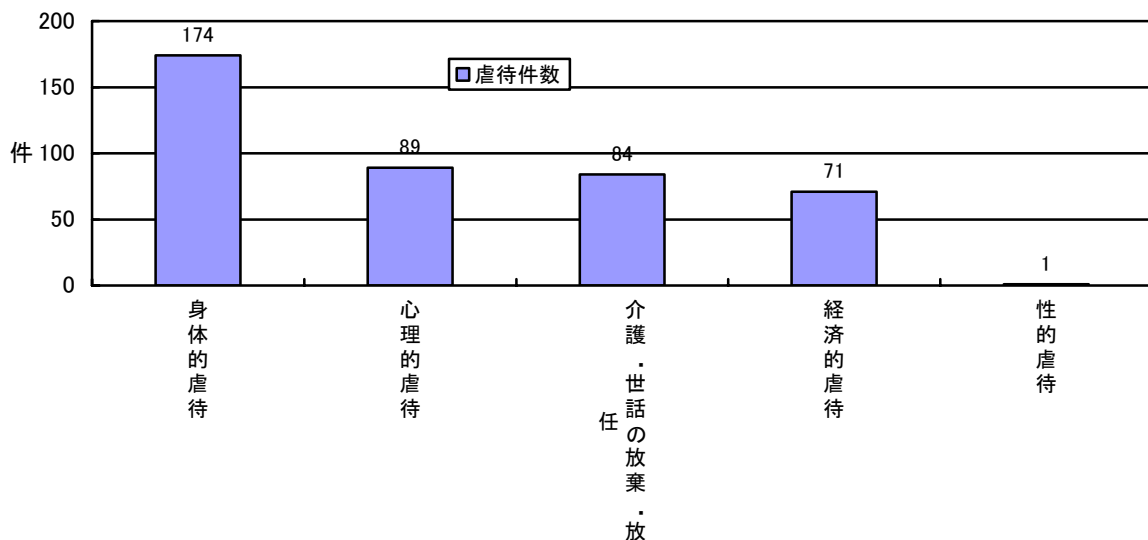


図2-2 虐待の種類（重複回答）

(3) 被虐待者の性別（1件につき複数の被虐待者もあり、件数とは一致しない）

- ・ 養護者による虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例267件（被虐待者数288人）のうち、女性が208人（72%）、男性が80人（28%）です。

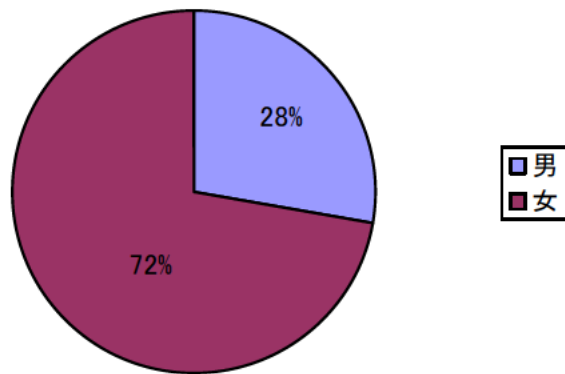


図2-3 被虐待者の性別

(4) 被虐待者の年齢（1件につき複数の被虐待者もあり、件数とは一致しない）

- ・ 養護者による虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例267件（被虐待者数288人）のうち、80～84歳以上が最も多く74人（25%）です。

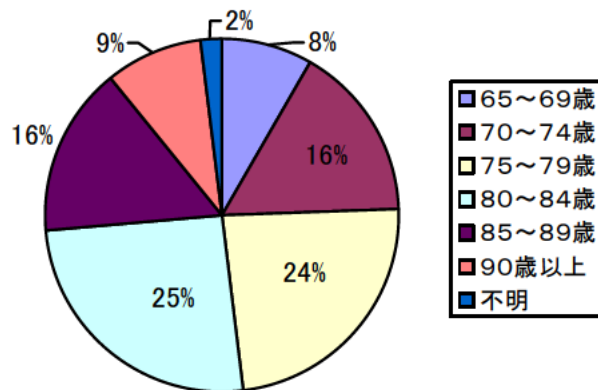


図2-4 被虐待者の年齢

(5) 虐待者との同居・別居

- ・ 養護者による虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例267件のうち、虐待者と同居が229件（86%）という状況となっています。

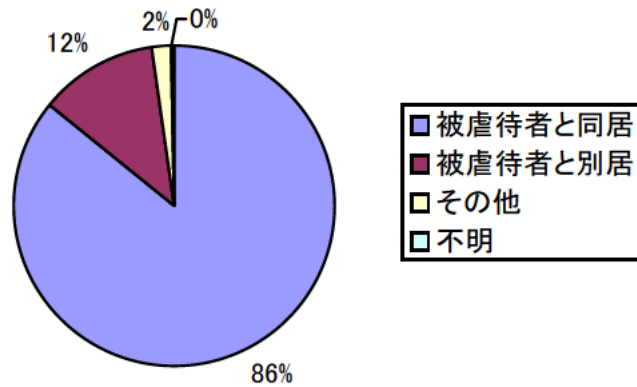


図2-5 虐待者との同居・別居の状況

(6) 世帯構成

- ・ 養護者による虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例267件のうち、最も多い世帯構成は、既婚の子と同一世帯及び未婚の子と同一世帯の72件（27%）となっています。

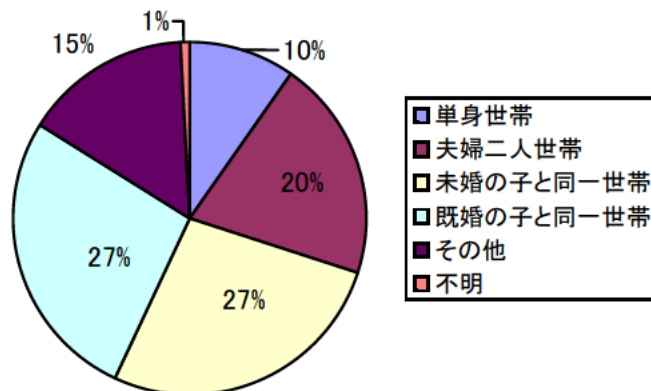


図2-6 世帯構成

(7) 被虐待者から見た虐待者の続柄（重複回答）

- ・ 養護者による虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例267件のうち、最も多い虐待者の続柄は息子で118人（44%）という状況です。

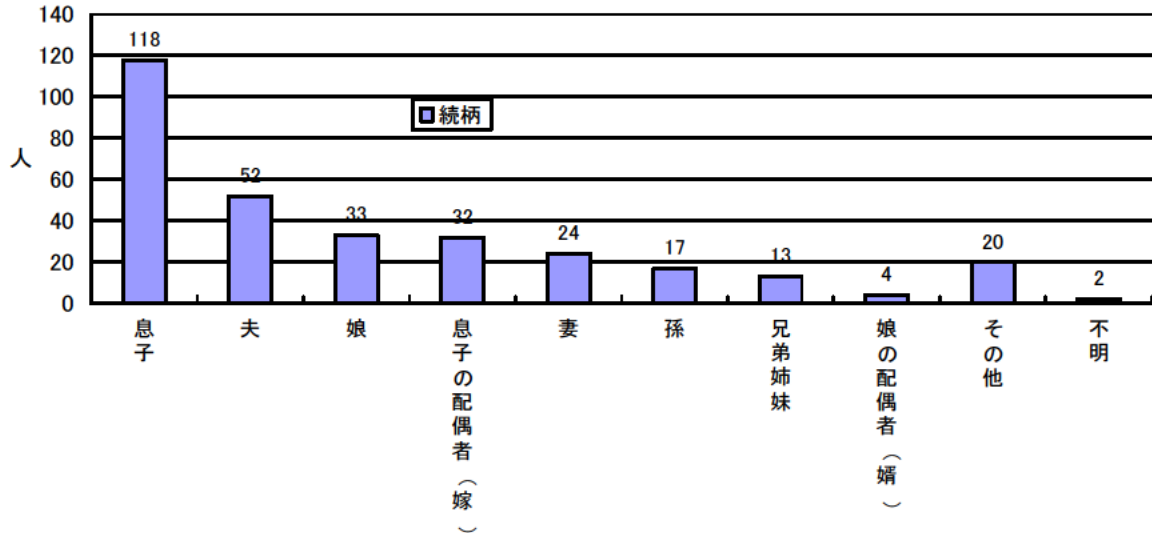


図2-7 虐待者の続柄

(8) 分離を行った事例の対応内訳

- ・ 養護者による虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例267件のうち、非虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例を行ったのは91件あります。
- ・ その内訳で最も多いのが「契約による介護保険サービスの利用」で39件（43%）です。

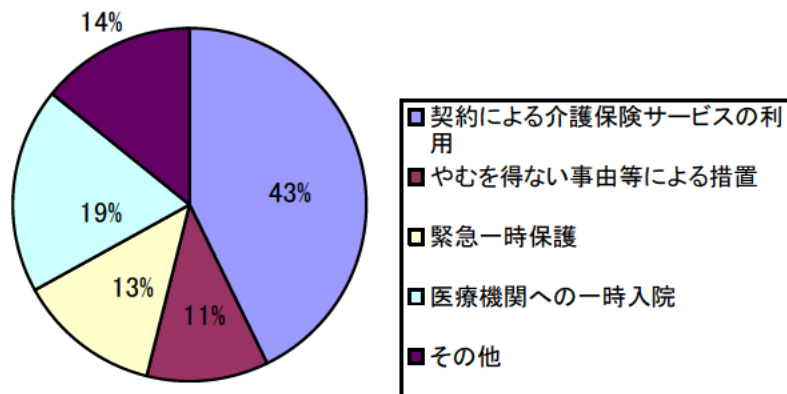


図2-8 分離を行った事例の対応内訳

(9) 分離していない事例の対応内訳 (重複回答)

- ・ 養護者による虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例267件のうち、非虐待者の保護と虐待者からの分離していない事例は168件あります。
- ・ その内訳で最も多いのが「養護者に対する助言・指導」で88件(52%)です。

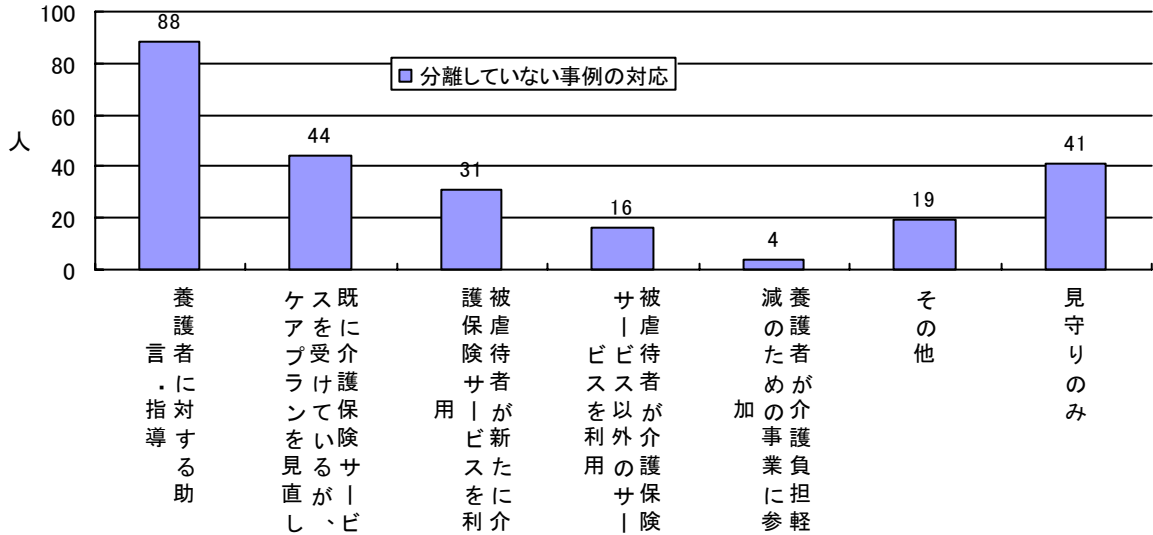


図2-9 分離していない事例の対応内訳

(10) 権利擁護に関する対応

- ・ 養護者による虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例267件のうち、権利擁護に関する対応を行った事例が7件ありました。その内訳は次のとおりです。
- ※日常生活自立支援事業は、以前の「地域福祉権利擁護事業」の事業名称が変更したものです。

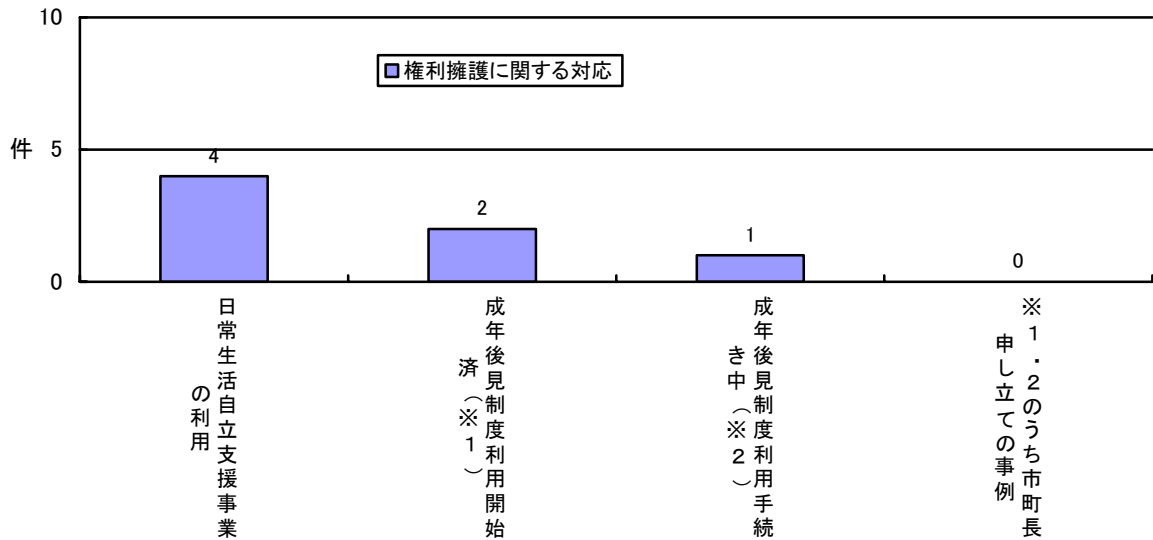


図2-10 権利擁護に関する対応内訳

### 3 養介護施設従事者等による虐待について

#### (1) 相談・通報者（重複回答）

- ・ 養介護施設従事者等による虐待にかかる相談・通報があった4件を相談・通報者別に整理すると、次のような結果となります。

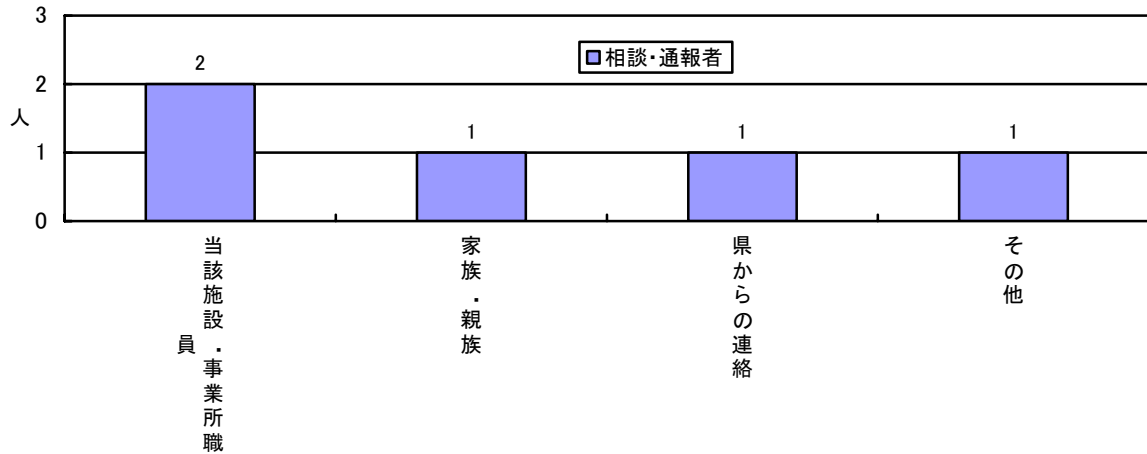


図3-1 養介護施設従事者等による虐待の相談・通報者別内訳（重複回答）

#### (2) 事実確認調査

- ・ 養介護施設従事者等による虐待4件のうち、事実確認を行った事例は3件です（1件は平成20年度に事実確認調査を予定している事例のため除いています）。
- ・ 事実確認調査の対象となった養介護施設・事業所の種別は「特別養護老人ホーム」が3件という状況です。

#### (3) 虐待の種別（重複回答）

- ・ 事実確認を行った事例3件のうち、虐待を受けた又は受けたと判断した事例は2件です（1件は虐待の事実の判断に至らなかった事例のため除いています）。

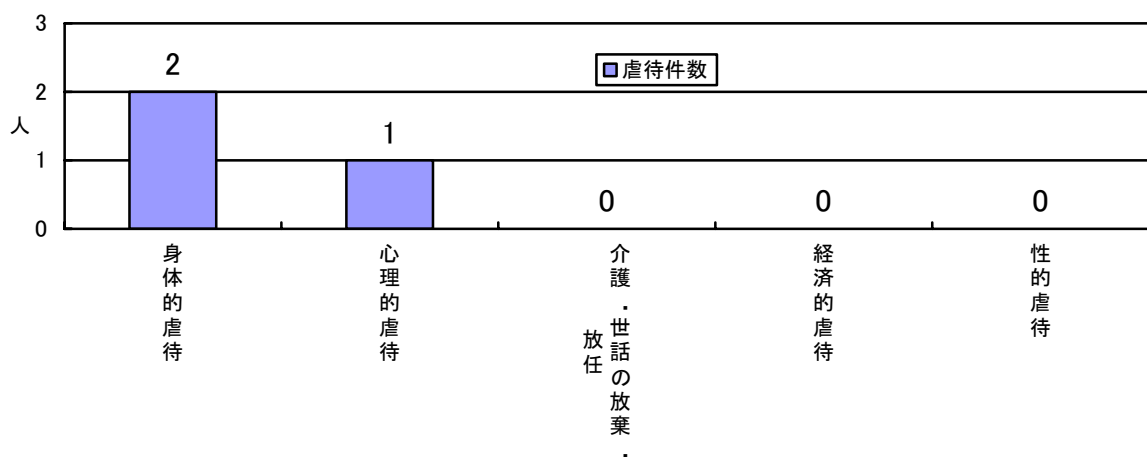


図3-2 虐待の種類（重複回答）



(4) 虐待を受けた又は受けたと判断した事例の公表

- ・ 県に報告のあった2件の概要は次のとおりです。

※ 本公表は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第25条の規定に基づき公表しています。

	事例1	事例2
虐待があった施設・事業所	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム
虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待
虐待を行った養介護施設等の従事者	介護職員	事務長
改善措置	改善計画の提出	改善計画の提出